

第4章 付録

1. 用語解説（五十音順）

【あ行】

一般政府

一般政府とは、中央政府、地方政府及びそれらによって設定、管理されている社会保障基金のことを指す。財貨・サービスの生産者という観点では非市場生産者であり、公的部門に属する機関から成り、政府により支配、資金供給され、非市場生産に携わる非営利団体も含まれる。社会保障基金については、別項を参照。

営業余剰・混合所得

営業余剰・混合所得は、生産活動から発生した付加価値のうち、資本を提供した企業部門の貢献分を指すものである。非市場生産者である一般政府と対家計民間非営利団体は、定義上その産出額を生産費用の合計として計測していることから、営業余剰・混合所得は存在しない。

営業余剰・混合所得は、大きく「営業余剰」と「混合所得」に分けられる。「営業余剰」は、生産活動への貢献分として、法人企業部門（非金融法人企業と金融機関）の取り分を含むとともに、家計部門のうち持ち家分の取り分も含む。一方、「混合所得」は、家計部門のうち持ち家分を除く個人企業の取り分であり、その中に事業主等の労働報酬的要素を含む。

【か行】

家計最終消費支出

家計最終消費支出は、家計（個人企業を除いた消費主体としての家計）の新規の財貨・サービスに対する支出であり、同種の中古品、スクラップの純販売額（販売額－購入額）が控除される。土地と建物はこの項目に含まれない。また、農家における農産物の自家消費、自己所有住宅の帰属家賃、賃金・俸給における現物給与等も計上される。

企業所得

企業所得とは、市民所得の内訳項目の一つであり、非金融法人企業、金融機関及び個人企業の営業余剰・混合所得に受け取った財産所得を加算し、支払った財産所得を控除したものである。企業所得は、民間法人企業所得、公的企業所得、個人企業所得に分類される。

帰属計算

帰属計算とは、市民経済計算の特有な概念であり、財貨・サービスの提供なし享受に際して、実際には市場でその対価の受取が行われなかったのにもかかわらず、それがたかも行われたかのようにみなして擬制的に取引計算を行うことをいう。例えば、家計最終消費支出には、持ち家に係る住宅賃料である帰属家賃等が含まれる。

経済活動別分類

経済活動別分類は、財貨・サービスの生産についての意思決定を行う主体の分類である。生産技術の同質性に着目した分類となっており、大分類は、「農林水産業」、「鉱業」、「製造業」、「電気・ガス・水道・廃棄物処理業」、「建設業」、「卸売・小売業」、「運輸・郵便業」、「宿泊・飲食サービス業」、「情報通信業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「専門・科学技術、業務支援サービス業」、「公務」、「教育」、「保健衛生・社会事業」、「その他のサービス」からなり、国際標準産業分類（ISIC rev. 4）と可能な限り整合的なものとなっている。

公的企業

制度部門のうち非金融法人企業と金融機関は、それが政府による所有または支配があるか否かによって、公的か民間に区分される。具体的には、非金融法人企業や金融機関のうち、(1)政府が議決権の過半数を保有している、または、(2)取締役会等の統治機関を支配している（過半数の任免権を持つ）、のいずれかを満たす場合に公的企業に分類される。

固定資本減耗

固定資本減耗は、建物、構築物、機械設備、知的財產生産物等からなる固定資産について、これを所有する生産者の生産活動の中で、物的劣化、陳腐化、通常の破損・損傷、予見される滅失、通常生じる程度の事故による損害等から生じる減耗分の評価額を指す。固定資本減耗は、企業会計における減価償却費が簿価で記録されるのとは異なり、全て時価（再調達価格）で評価される。

【さ行】

財貨・サービスの移出（入）

財貨・サービスの移出（入）は、市内居住者と非居住者間の財貨・サービスの取引及び、市内居住者（非居住者）による市外（内）の市場の財貨・サービスの直接購入のことをいう。

在庫品評価調整

市民経済計算では、在庫変動の記録は発生主義の原則により在庫増減時点の価格で評価することとなっている。一方で企業会計に基づく基礎統計から得られる期首期末の在庫残高の差額については、評価価格の変動による価格変動分が含まれるため、これを調整する「在庫品評価調整」が行われる。

在庫変動

在庫変動は、会計期間中における在庫への繰入額から引出額を差し引き、さらに在庫品として保有中の財貨に対して当該会計期間内に生じた反復性のある損失額（通常予想される範囲の劣化、紛失等）を差し引いたフローの概念である。

財産所得

財産所得は、金融資産の所有者である制度単位が他の制度単位に対して資金を提供する見返りとして受け取る「投資所得」と、土地等の所有者である制度単位が他の制度単位に対してこれを提供する見返りに受け取る「賃貸料」からなる。財産所得の受払は、全ての制度部門に記録される。財産所得は、さらに内訳として、「利子」、「法人企業の分配所得」、「その他の投資所得」、「賃貸料」に分かれる。

事業所

事業所とは、物の生産又はサービスの提供が業として行われている個々の物理的場所のことであり、通常、工場、製鍊所、鉱山、商店、農家、病院、事務所などと呼ばれ、一区画を占めて経済活動を行っている場所をいう。同一構内にあれば経営主体が同一である限り一区画とみなし、一単位として取り扱うが、同一構内であっても、経営主体が異なるれば別の事業所として取り扱う。

また、経済活動の行われる場所は一定しているのが普通であるが、ときには一定せず、特定の事業所を持たない場合もある。個人タクシーなどの場合には、便宜上その住居を事業所とみなし、農家や漁家などについても業主の住居を農業又は漁業活動に関する事業所とみなす。

市場価格表示および要素費用表示

市場価格表示とは、市場で取引される価格による評価方法であり、消費税等の生産・輸入品に課される税及び補助金（控除）を含んだ価格表示のことである。

一方、要素費用表示とは、各商品の生産のために必要とされる生産要素に対して支払われた費用（雇用者報酬、営業余利・混合所得、固定資本減耗）による評価方法であり、生産・輸入品に課される税及び補助金（控除）を含まない価格表示のことである。

市場生産者、非市場生産者

財貨・サービスの生産者について、これらを経済的に意味のある価格で供給する場合を「市場生産者」に、これらを無料ないし経済的に意味のない価格で供給する場合を「非市場生産者」に区分する。制度部門ごとに見ると、非金融法人企業、金融機関、家計（個人企業）は市場生産者、一般政府、対家計民間非営利団体は非市場生産者として扱われている。

市民雇用者報酬

市民雇用者報酬は、生産活動から発生した付加価値のうち、労働を提供した雇用者（市民ベース）への分配額を指すものである。内訳としては、「賃金・俸給」と「雇主の社会負担」に分かれ、後者はさらに「雇主の現実社会負担」と「雇主の帰属社会負担」に分かれる。

社会保障基金

社会保障基金は、中央政府、地方政府と並ぶ一般政府の内訳部門の一つであり、(1)政府により賦課・支配され、(2)社会の全体ないし大部分をカバーし、(3)強制的な加入・負担がなされる、という基準を全て満たすものと定義される。具体的には、公的年金や雇用保険を運営する国の特別会計（保険事業特別会計）のほか、地方公共団体の公営事業会計のうち医療、介護事業、公務員年金を運営する共済組合の一部、独立行政法人の一部（年金積立金管理運用独立行政法人等）が含まれる。

生産者価格表示

生産者価格表示とは、生産物を生産者の事業所における価格で評価しようとするものである。したがって、商品が需要者に至るまでの運賃や商業マージンはすべて運輸業や商業の生産とされ、個々の商品には加算されない。

生産・輸入品に課される税

生産・輸入品に課される税は、原則として、(1)財貨・サービスの生産、販売、購入または使用に関して生産者に課される租税で、(2)税法上損金算入が認められ、(3)その負担が最終購入者へ転嫁されるものを指す。

制度部門別分類

制度部門別分類は、所得の受取や処分、資金の調達や資産の運用についての意思決定を行う主体の分類である。この分類による取引主体には「非金融法人企業」、「金融機関」、「一般政府」、「家計（個人企業を含む）」、「対家計民間非営利団体」の5制度部門がある。

全国社会保障基金

全国社会保障基金とは、中央政府の出先機関及び中央政府によって設定、管理されている社会保障基金をいう。

総固定資本形成

総固定資本形成は、市民経済計算の体系上、生産者による会計期間中の固定資産の取得から処分を控除したものに、非生産資産の価値を増大させるような支出を加えた価額を指す。総固定資本形成は、全ての制度部門に記録されるが、家計については持ち家サービスを含む個人企業分のみが記録される（消費者としての家計が自動車等を購入してもこれは耐久消費財の最終消費支出であり総固定資本形成には記録されない）。

固定資本形成の対象となる固定資産は、形態別には大きく、(1)住宅、(2)その他の建物・構築物、(3)機械・設備、(4)防衛装備品、(5)育成生物資源、(6)知的財産生産物からなる。

総資本形成

総資本形成は、総固定資本形成と在庫変動の合計である。

【た行】

対家計民間非営利団体

対家計民間非営利団体は、政府によって支配、資金供給されているものを除き、家計に対して非市場の財貨・サービスを提供する非営利団体のこと。具体的には、私立学校、政治団体、労働組合、宗教団体等が含まれる。

対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利団体最終消費支出は、非市場生産者としての対家計民間非営利団体による財貨・サービスの産出額のうち、家計への財貨・サービスの販売収入で賄われる部分や、対家計民間非営利団体自身の総固定資本形成に充てられる部分を除いた価額からなる。

地方社会保障基金

地方社会保障基金とは、地方政府及び地方政府によって設定、管理されている社会保障基金をいう。

地方政府

地方政府とは、地方公共団体の普通会計のほか、公営事業会計の一部、地方独立行政法人の一部をいう。

地方政府等

地方政府等とは、地方政府と地方社会保障基金である。

地方政府等最終消費支出

地方政府等最終消費支出は、(1)無料ないし経済的に意味のない価格で家計に提供することを目的に、一般

政府（地方政府等）が市場生産者から購入する財貨・サービス（現物社会移転（市場産出の購入））と、(2)非市場生産者として的一般政府（地方政府等）による財貨・サービスの産出額のうち、家計や法人企業への財貨・サービスの販売収入で賄われる部分（「財貨・サービスの販売」という）や、一般政府（地方政府等）自身の総固定資本形成³に充てられる部分（「自己勘定総固定資本形成」という）を除いた価額からなる。

中央政府

中央政府とは、国の一般会計のほか、特別会計の一部、独立行政法人等の一部をいう。

中央政府等

中央政府等とは、中央政府と全国社会保障基金である。

中間投入

中間投入とは、生産者による財貨・サービスの生産の過程で原材料費・光熱費・間接費等として投入された財貨やサービスを指す。生産者によるFISIM（別項参照）の消費も中間投入に計上される。一方、中間投入には、機械設備や建物等の固定資産の減価償却分や人件費は含まれず、それぞれ固定資本減耗、雇用者報酬として付加価値に含まれる。産出額から中間投入を控除したものが付加価値である。なお、中間投入と中間消費は同義語である。

統計上の不突合

市内総生産のように、概念上一致すべきものであっても、支出系列と生産系列では推計上の接近方法が異なっているため、推計値に乖離が生じることがある。この乖離を統計上の不突合といい、勘定体系のバランスを図るために表章される。

【は行】

非金融法人企業

非金融法人企業は、非金融の市場生産に携わる法人企業や準法人企業からなる。法人企業としては、営利社団法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社）や医療機関、特殊法人等の一部が含まれる。準法人企業とは、法人企業ではないが、基本的にこれと同様に自律的に意思決定を行う主体を指し、海外の企業の国内支店や、国の特別会計の一部等が含まれる。

FISIM

FISIM（間接的に計測される金融仲介サービス）は、金融サービスの一形態である。金融仲介機関の中には、借り手と貸し手に対して異なる利子率を課したり支払ったりすることにより、明示的には料金を課さずにサービスを提供することができるものがある。こうした金融仲介機関による明示的には料金を課さないサービスの価額を、間接的な測定方法を用いて推計したものが、FISIMである。

補助金

補助金とは、一般的に、(1)一般政府から市場生産者に対して交付され、(2)市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであり、(3)財貨・サービスの市場価格を低下させるものであると考えられるものであること、という3つの条件を満たす経常交付金である。市場生産者に対する支払であっても、投資を支援するための支払や運転

資産の損失補填のための支払については補助金には含まれない。また、一般政府内や対家計民間非営利団体に対する支払も、上記(1)を満たさないことから補助金には記録されない。

【ま行】

民間最終消費支出

家計最終消費支出と対家計民間非営利団体最終消費支出の合計である。

持ち家の帰属家賃

持ち家の帰属家賃とは、実際には家賃の受払を伴わない住宅等について、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され消費されるものとみなして、それを市場価格で評価した帰属計算上の家賃をいう。

【ら行】

利子

利子は、特定の種類の金融資産（例えば、預金、債務証券、貸出等）の所有者である制度単位が、それを他の制度単位の自由な使用に委ねることにより受け取る所得を指す。ただし、市民経済計算上に記録される利子のうち、預金や貸出・借入に係る利子は、「FISIM 調整後」の概念である。

2. 経済活動別分類と日本標準産業分類の対応表

経済活動別分類 (平成 27 年基準)	日本標準産業分類 (平成 25 年 10 月改定)
1 農林水産業 01 農業 02 林業 03 水産業	01 農業 (0113 のうち「きのこ類の栽培」→林業) (014 園芸サービス業→その他のサービス) 02 林業 0113 野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）のうち「きのこ類の栽培」 03 漁業（水産養殖業を除く） 04 水産養殖業
2 鉱業 04 鉱業	05 鉱業、採石業、砂利採取業 2181 碎石製造業
3 製造業 05 食料品 06 繊維製品 07 パルプ・紙・紙加工品 08 化学 09 石油・石炭製品 10 窯業・土石製品 11 一次金属 12 金属製品 13 はん用・生産用・業務用機械 14 電子部品・デバイス 15 電気機械 16 情報・通信機器 17 輸送用機械 18 印刷業 19 その他の製造業	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業のうち「硬化油（食用）」 5895 料理品小売業のうち「製造小売分」 952 と畜場 11 繊維工業 (1113 炭素繊維製造業→窯業・土石製品) 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 16 化学工業 (1641のうち「硬化油（食用）」→食料品) 17 石油製品・石炭製品製造業 21 窯業・土石製品製造業 (2181 碎石製造業→鉱業) 1113 炭素繊維製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 901 機械修理業のうち「空港等で行われる航空機整備」 15 印刷・同関連業 12 木材・木製品製造業（家具を除く） 13 家具・装備品製造業 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 32 その他の製造業
4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業 20 電気業 21 ガス・水道・廃棄物処理業	33 電気業 34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業 (361のうち「船舶給水業」→運輸・郵便業) 88 廃棄物処理業
5 建設業 22 建設業	06 総合工事業 07 職別工事業（設備工事業を除く） 08 設備工事業

経済活動別分類 (平成 27 年基準)	日本標準産業分類 (平成 25 年 10 月改定)
6 卸売・小売業 23 卸売業 24 小売業	50 各種商品卸売業 ～ 55 その他の卸売業 959 他に分類されないサービス業のうち「卸売市場」 56 各種商品小売業 ～ 58 飲食料品小売業 (5895のうち「製造小売分」→食料品製造業) 59 機械器具小売業 ～ 60 その他の小売業 (6033のうち「調剤」→保健衛生・社会事業) 61 無店舗小売業 6421 質屋
7 運輸・郵便業 25 運輸・郵便業	361 上水道業のうち「船舶給水業」 42 鉄道業 ～ 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 49 郵便業（信書便事業を含む） 861 郵便局 693 駐車場業 (自動車の保管を目的とする駐車場→不動産業（路面上に設置される駐車場は除く）) 791 旅行業
8 宿泊・飲食サービス業 26 宿泊・飲食サービス業	75 宿泊業（うち会社の寄宿舎、学生寮等を除く） 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業 (7721のうち「学校給食」→教育)
9 情報通信業 27 通信・放送業 28 情報サービス・映像音声文字情報制作業	37 通信業 862 郵便局受託業 38 放送業 40 インターネット附随サービス業 39 情報サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業
10 金融・保険業 29 金融・保険業	62 銀行業 ～ 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 (6421 質屋→小売業) 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
11 不動産業 30 住宅賃貸業 31 その他の不動産業	692 賃家業、貸間業、帰属計算する住宅賃貸料 68 不動産取引業 691 不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く） (6912 土地賃貸業を除く) 693 駐車場業のうち自動車の保管を目的とする駐車場 (所有者の委託を受けて行う駐車場の管理運営の活動を含む) 694 不動産管理業

経済活動別分類 (平成 27 年基準)	日本標準産業分類 (平成 25 年 10 月改定)
12 専門・科学技術、業務支援サービス業 32 専門・科学技術、業務支援サービス業	70 物品賃貸業 71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業（他に分類されないもの） (727 著述家・芸術家→その他のサービス) 73 広告業 74 技術サービス（他に分類されないもの） (746 写真業→その他サービス) 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業
13 公務 33 公務	97 国家公務 98 地方公務 8511 社会保険事業団体
14 教育 34 教育	7721 配達飲食サービス業のうち「学校給食」 81 学校教育 (819のうち「保育所型」→保健衛生・社会事業) 82 その他の教育、学習支援業 (821 社会教育、823 学習塾、824 教養・技能教授業→その他のサービス) (8229のうち「児童自立支援施設」→保健衛生・社会事業)
15 保健衛生・社会事業 35 保健衛生・社会事業	819 幼保連携型認定こども園のうち「保育所型」 6033 調剤薬局のうち「調剤」 8229 その他の職業・教育支援施設のうち「児童自立支援施設」 83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業 (8511 社会保険事業団体→公務)
16 その他のサービス 36 その他のサービス	014 園芸サービス 727 著述・芸術家業 746 写真業 78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 (791 旅行業→運輸・郵便業) 80 娯楽業 821 社会教育 823 学習塾 824 教養・技能教授業 87 協同組合（他に分類されないもの） 89 自動車整備業 90 機械等修理業（別掲を除く） (901のうち「空港等で行われる航空機整備」→輸送用機械製造業) 93 政治・経済・文化団体 94 宗教 95 その他のサービス (952 と畜場→食料品製造業)

3. 市民経済計算の推計方法

I. 経済活動別市内総生産（生産側）

(i) 名目

項目	主な推計方法	主な基礎資料
1. 農林水産業	<p>(1) 農業 ① 農業 ⑦ 産出額 = 農業産出額 + 自社開発ソフトウェア産出額 + R&D 産出額 ① 中間投入 = 産出額 × 国の中間投入比率 ② 農業サービス業 ⑦ 産出額 = 国の産出額 × 市の従業者数比率 ① 中間投入 = 産出額 × 国の中間投入比率</p> <p>(2) 林業 ① 育林業 ⑦ 産出額 = 県の木材生産産出額 × 生産額比率 × 市の民有林野面積比率 ② 素材生産業 ⑦ 産出額 = 県の木材生産産出額 × 市の民有林野面積比率 + 県の薪炭・栽培きのこ・林野副産物採取の産出額 × 市の従業者数等比率 ①・② ① 中間投入 = 産出額 × 国の中間投入比率</p> <p>(3) 水産業 ① 海面漁業・海面養殖業 ⑦ 産出額 = 県の生産額 × 市の漁獲量・収穫量比率 ② 内水面養殖業 ⑦ 産出額 = 県の収穫量 × 国の単価 × 市の養殖面積比率 ①・② ① 中間投入 = 産出額 × 国の中間投入比率</p>	漁業・養殖業生産統計 漁業センサス 漁業産出額 経済センサス 産業連関表 市町村別農業産出額 水産物水揚統計 農業物価統計 農林業センサス 内閣府資料
2. 鉱業	⑦ 産出額 = 県の産出額 × 市の従業者数比率 ① 中間投入 = 県の中間投入 × 市の従業者数比率	経済センサス 関係機関照会
3. 製造業	<p>① 工業統計調査分 ⑦ 産出額 = (製品出荷額等(販売電力収入を除く) - 転売商品の仕入額 + 製造品及び半製造品・仕掛品在庫純増) × 年度転換比率 + 自社開発ソフトウェア産出額 + R&D 産出額</p> <p>① 中間投入 = (原材料使用額等 - 製造等に関連した外注費 - 転売商品の仕入額 - 発電用燃料費) × 年度転換比率 + 政府手数料 + 間接費 + FISIM 消費額</p> <p>② と畜場 ⑦ 産出額 = 直接照会による ① 中間投入 = 直接照会による</p>	経済センサス 工業統計調査 製造業部門別投入・産出物価指数 宮城県鉱工業生産指數 内閣府資料 関係機関照会
4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	<p>(1) 電気業 ⑦ 産出額 = 発電部門の産出額 + 送電・変電・配電部門の産出額 ○ 発電部門 = 県の産出額 × 市の発電所認可最大出力比率 ○ 送電・変電・配電部門 = 県の産出額 × 市の電気料金收入比率 ① 中間投入 = 発電部門の中間投入額 + 送電・変電・配電部門の中間投入額 ○ 発電部門 = 県の中間投入額 × 市の発電所認可最大出力比率 ○ 送電・変電・配電部門 = 県の中間投入額 × 市の電気料金收入比率</p> <p>(2) ガス業 ⑦ 産出額 = ガス局管内の営業収益 × 市の都市ガス供給量比率 + 自社開発ソフトウェア産出額 + R&D 産出額 ① 中間投入 = (ガス局管内の営業費用 - 人件費等) × 市の都市ガス供給量比率 + FISIM 消費額</p> <p>(3) 水道業 ⑦ 産出額 = 市営分産出額 + 県営分産出額 + 自社開発ソフトウェア産出額 + R&D 産出額 ○ 市営分 = 営業収益 - 受託工事収益 - 受水費 ○ 県営分 = (営業収益 - 受託工事収益 - 受水費) × 市の給水量比率 ① 中間投入 = 市営分中間投入 + 県営分中間投入 + FISIM 消費額 ○ 市営分 = 営業費用 - 人件費等 ○ 県営分 = 県営分産出額 × 中間投入比率</p> <p>(4) 廃棄物処理業 ⑦ 産出額 = 国の産出額 × 年度転換比率 × 市の従業者数・現金給与比率 ① 中間投入 = 産出額 × 国の中間投入比率</p>	経済センサス 公営企業決算統計 第3次産業活動指數 毎月勤労統計 電力調査統計 内閣府資料 関係機関照会

項目	主な推計方法	主な基礎資料
4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	(5)(政府)下水道 ⑦産出額=雇用者報酬+中間投入+固定資本減耗+生産・輸入品に課される税 ⑦中間投入=決算書の中間投入額+FISIM消費額-受注・パッケージ型ソフトウェア (6)(政府)廃棄物 ⑦産出額=雇用者報酬+中間投入+固定資本減耗+生産・輸入品に課される税 ⑦中間投入=決算書の中間投入額+FISIM消費額-受注・パッケージ型ソフトウェア	国民経済計算年報 地方財政状況調査 内閣府資料 関係機関照会
5. 建設業	①建築工事・土木工事 ⑦産出額=全国建設投資推計額×県の出来高ベース工事高比率×市の建築工事予定額比率等 +自社開発ソフトウェア産出額+R&D産出額 ②補修工事 ⑦産出額=①の産出額×建設補修率 ①・② ⑦中間投入=産出額×国の中間投入比率	建設工事施工統計調査 建設総合統計 建築着工統計 建設投資見通し 経済センサス 宮城県産業連関表
6. 卸売・小売業	(1)卸売業 ⑦産出額=国の産出額×年度転換比率×市の卸売業年間販売額等比率 卸売業年間販売額等=(年間販売額一本支店間移動分-製造業の販売事業所分) ×マージン率+その他の収入額 ⑦中間投入=産出額×国の中間投入比率 (2)小売業 ⑦産出額=(年間販売額一本支店間移動分)×マージン率+その他の収入額 +自社開発ソフトウェア産出額+R&D産出額 ⑦中間投入=産出額×国の中間投入比率	公営企業決算統計 商業統計調査 商業動態統計調査 法人企業統計 内閣府資料
7. 運輸・郵便業	(1)鉄道業 ⑦産出額=JR旅客・JR貨物の産出額+その他の鉄軌道分営業収益+索道業の営業収入 +自社開発ソフトウェア産出額+R&D産出額 ○JR旅客・JR貨物の産出額=鉄軌道分営業収益×市の乗車人員数比率等 ⑦中間投入=産出額×国の中間投入比率 (2)道路運送業 ①道路旅客業 ⑦産出額=市営バス営業収入+その他バスの営業収入×市の乗車人員比率 +タクシー等の営業収入 ②道路貨物輸送業 ⑦産出額=国の産出額×年度転換比率×県の輸送トン数比率×市の従業者数比率 ①・② ⑦中間投入=産出額×国の中間投入比率 (3)水運業 ⑦産出額=国の産出額×年度転換比率×市の貨物量比率等 ⑦中間投入=産出額×国の中間投入比率 (4)航空運輸業 ⑦産出額=国の産出額×年度転換比率×県の旅客数比率等×市の従業者数比率 ⑦中間投入=産出額×国の中間投入比率 (5)その他の運輸業 ①貨物運送取扱業 ⑦産出額=国の産出額×年度転換比率×市の従業者数・現金給与比率 ②倉庫業 ⑦産出額=国の産出額×年度転換比率×県の普通倉庫の在庫量比率×市の従業者数比率 ③こん包業 ⑦産出額=国の産出額×年度転換比率×市の従業者数・現金給与比率 ④道路輸送施設提供業 ⑦産出額=有料道路の料金収入×市の道路延長比率+駐車場料金収入 +自動車ターミナルの営業収益+ソフトウェア産出額+R&D産出額 ⑤その他の水運附帯サービス業 ⑦産出額=国の産出額×年度転換比率×市の従業者数・現金給与比率 ⑥航空管理施設・その他の航空附帯サービス業 ⑦産出額=国の産出額×年度転換比率×市の航空運輸業産出額比率 ⑦旅行・その他の運輸附帯サービス ⑦産出額=国の産出額(民泊産出額のうち仲介業者への支払を除く)×年度転換比率 ×市の従業者数・現金給与比率+市の仲介業者への支払 ①~⑦ ⑦中間投入=産出額×国の中間投入比率 (6)郵便業 ⑦産出額=国の産出額×年度転換比率×市の従業者数比率 ⑦中間投入=産出額×国の中間投入比率	運輸要覧 貨物地域流動調査 空港管理状況調査 経済センサス 交通関連統計資料集 航空輸送統計 第3次産業活動指數 鉄道統計 毎月労働統計 湾港統計 内閣府資料 関係機関照会

項目	主な推計方法	主な基礎資料
7. 運輸・郵便業	(7) (政府) 水運施設管理 ※該当機関が市内に所在しないため、推計対象外 (8) (政府) 航空施設管理 (国公営) ※該当機関が市内に所在しないため、推計対象外	
8. 宿泊・飲食サービス業	(1) 飲食サービス業 ⑦産出額=国の産出額×年度転換比率×市の従業者数・現金給与比率 ①中間投入=産出額×国の中間投入比率 (2) 宿泊業 ⑦産出額=国の産出額×年度転換比率×市の従業者数・現金給与比率 ①中間投入=産出額×国の中間投入比率	経済センサス 第3次産業活動指數 毎月勤労統計 内閣府資料
9. 情報通信業	(1) 電信・電話業 ①通信業 ⑦産出額=国の産出額×年度転換比率×県の電話発信回数比率×市の加入電話契約数比率等 ②電気通信に附帯するサービス業 ⑦産出額=国の産出額×年度転換比率×市の従業者数・現金給与比率 ③インターネット付随サービス業 ⑦産出額=国の産出額×年度転換比率×市の従業者数・現金給与比率 ①～③ ①中間投入=産出額×国の中間投入比率 (2) 放送業 ①公共放送業 ⑦産出額=(県の受信料収入+県の交付金収入)×市の職員数比率+ソフトウェア産出額 +R&D産出額 ②民間放送業 ⑦産出額=県の営業収益×市の従業者数比率+ソフトウェア産出額+R&D産出額 ③有線放送業 ⑦産出額=国の産出額×年度転換比率×市の従業者数・現金給与比率 ①～③ ①中間投入=産出額×国の中間投入比率 (3) 情報サービス業 ⑦産出額=国の産出額×年度転換比率×市の従業者数・現金給与比率 ①中間投入=産出額×国の中間投入比率 (4) 映像・音声・文字情報制作業 ⑦産出額=国の産出額×年度転換比率×市の従業者数・現金給与比率 ①中間投入=産出額×国の中間投入比率	経済センサス 第3次産業活動指數 毎月勤労統計 内閣府資料 関係機関照会
10. 金融・保険業	(1) 金融業 ①日本銀行 ⑦産出額=国の産出額×市の従業者数比率 ②預金取扱機関 ⑦産出額=(国のFISIM産出額+国の受取手数料)×市の貸出金・預金残高比率 ③その他の金融機関 ⑦国の受取手数料×市の従業者数比率 ①～③ ①中間投入=産出額×国の中間投入比率 (2) 保険業 ①生命保険 ⑦産出額=国の産出額×県の保有契約金額比率×市の従業者数比率等 ②年金基金 ⑦産出額=国の産出額×県の加入者数比率×市の年金加入者数比率等 ③非生命保険 ⑦産出額=民間非生命保険の産出額+公的非生命保険の産出額+定型保証の産出額 ①～③ ⑦産出額=①生命保険の産出額+②年金基金の産出額+③非生命保険の産出額 +自社開発ソフトウェア産出額+R&D産出額 ①中間投入=産出額×国の中間投入比率	経済センサス 厚生年金保険・国民年金事業年報 生命保険事業概況 損害保険料率算出機構 統計集 内閣府資料 関係機関照会
11. 不動産業	(1) 住宅賃貸業 ⑦産出額=家賃総額(帰属家賃含・民泊分除く)+民泊産出額のうち「住宅宿泊サービス支払額」+自社開発ソフトウェア産出額+R&D産出額 ※家賃総額(帰属家賃含む)は支出系列で推計 ①中間投入=産出額×国の中間投入比率 (2) 不動産仲介業 ⑦産出額=国の産出額×年度転換比率×市の従業者数・現金給与比率 ①中間投入=産出額×国の中間投入比率 (3) 不動産賃貸業 ⑦産出額=国の産出額×年度転換比率×市の従業者数・現金給与比率 ①中間投入=産出額×国の中間投入比率	経済センサス 第3次産業活動指數 毎月勤労統計 内閣府資料

項目	主な推計方法	主な基礎資料
12. 専門・科学技術、業務支援サービス業	(1)研究開発サービス ⑦産出額=国の産出額×年度転換比率×市の従業者数・現金給与比率 ⑧中間投入=産出額×国の中間投入比率 (2)広告業 ⑦産出額=国の産出額×年度転換比率×市の従業者数・現金給与比率 ⑧中間投入=産出額×国の中間投入比率 (3)物品販貸サービス業 ⑦産出額=国の産出額×年度転換比率×市の従業者数・現金給与比率 ⑧中間投入=産出額×国の中間投入比率 (4)その他の対事業所サービス業 ⑦産出額=国の産出額×年度転換比率×市の従業者数・現金給与比率 ⑧中間投入=産出額×国の中間投入比率 (5)獣医業 ⑦産出額=国の産出額×県の獣医事従事者数比率×市の従業者数比率 ⑧中間投入=産出額×国の中間投入比率 (6)(政府)学術研究 ⑦産出額=雇用者報酬+中間投入+固定資本減耗+生産・輸入品に課される税 ⑧中間投入=決算書の中間投入額-受注・パッケージ型ソフトウェア (7)(非営利)自然・人文科学研究機関 ⑦産出額=国の産出額×市の従業者数・現金給与比率 ⑧中間投入=産出額×国の中間投入比率	経済センサス 国民経済計算年報 第3次産業活動指數 地方財政状況調査 毎月勤労統計 内閣府資料 関係機関照会
13. 公務	⑦産出額=雇用者報酬+中間投入+固定資本減耗+生産・輸入品に課される税 ⑧中間投入=決算書の中間投入額+FISIM消費額-受注・パッケージ型ソフトウェア +日本銀行の非市場産出分	地方財政状況調査 国民経済計算年報 内閣府資料 関係機関照会
14. 教育	(1)教育 ⑦産出額=国の産出額×年度転換比率×市の従業者数・現金給与比率 ⑧中間投入=産出額×国の中間投入比率 (2)(政府)教育 ⑦産出額=雇用者報酬+中間投入+固定資本減耗+生産・輸入品に課される税 ⑧中間投入=決算書の中間投入額+FISIM消費額-受注・パッケージ型ソフトウェア (3)(非営利)教育 ⑦産出額=国の産出額×市の従業者数・現金給与比率 ⑧中間投入=産出額×国の中間投入比率	経済センサス 国民経済計算年報 第3次産業活動指數 地方財政状況調査 毎月勤労統計 内閣府資料 関係機関照会
15. 保健衛生・社会事業	(1)医療・保健 ①医療業 ⑦産出額=保険適用となる傷病治療費+保険適用外の支払い+ソフトウェア産出額 +R&D産出額 ○保険適用となる傷病治療費=公費負担分+保険者等負担分 +後期高齢者医療給付分(旧老人保健分)+患者負担分 ②保健衛生業 ⑦産出額=国の産出額×年度転換比率×市の従業者数・現金給与比率 ③社会福祉業 ⑦産出額=国の産出額×年度転換比率×市の従業者数・現金給与比率 ①~③ ⑧中間投入=産出額×国の中間投入比率 (2)介護 ⑦産出額=介護給付・予防給付費用額(福祉用具購入費と住宅改修費を除く) +市町村特別給付費用額 ⑧中間投入=産出額×国の中間投入比率 (3)(政府)保健衛生・社会福祉 ⑦産出額=雇用者報酬+中間投入+固定資本減耗+生産・輸入品に課される税 ⑧中間投入=決算書の中間投入額+FISIM消費額-受注・パッケージ型ソフトウェア (4)(非営利)社会福祉 ⑦産出額=国の産出額×市の従業者数・現金給与比率 ⑧中間投入=産出額×国の中間投入比率	介護保険事業状況報告 基金年報 経済センサス 後期高齢者医療事業状況報告 国民医療費 国民経済計算年報 第3次産業活動指數 地方財政状況調査 毎月勤労統計 内閣府資料 関係機関照会
16. その他のサービス	(1)自動車整備・機械修理業 ①自動車整備業 ⑦産出額=国の産出額×年度転換比率×市の自動車保有車両数比率 ②機械修理業 ⑦産出額=国の産出額×年度転換比率×市の従業者数・現金給与比率 ①・② ⑧中間投入=産出額×国の中間投入比率 (2)会員制企業団体 ⑦産出額=国の産出額×年度転換比率×市の従業者数・現金給与比率 ⑧中間投入=産出額×国の中間投入比率 (3)娯楽業 ⑦産出額=国の産出額×年度転換比率×市の従業者数・現金給与比率 ⑧中間投入=産出額×国の中間投入比率	経済センサス 交通関連統計資料集 常勤地方公務員災害補償統計 第3次産業活動指數 地方財政状況調査 内閣府資料

項目	主な推計方法	主な基礎資料
16. その他のサービス	(4) 洗濯・理容・美容・浴場業 ⑦産出額=国の産出額×年度転換比率×市の従業者数・現金給与比率 ⑧中間投入=産出額×国の中間投入比率 (5) その他の対個人サービス業（分類不明を含む） ⑦産出額=国の産出額×年度転換比率×市の従業者数・現金給与比率 ⑧中間投入=産出額×国の中間投入比率 (6) (政府) 社会教育 ⑦産出額=雇用者報酬+中間投入+固定資本減耗+生産・輸入品に課される税 ⑧中間投入=決算書の中間投入額+FISIM消費額-受注・パッケージ型ソフトウェア (7) (非営利) 社会教育 ⑦産出額=国の産出額×市の従業者数・現金給与比率 ⑧中間投入=産出額×国の中間投入比率 (8) (非営利) その他 ⑦産出額=国の産出額×市の従業者数・現金給与比率 ⑧中間投入=産出額×国の中間投入比率	経済センサス 国民経済計算年報 第3次産業活動指數 地方財政状況調査 毎月労働統計 内閣府資料 関係機関照会
17. 輸入品に課される税・関税	国の輸入品に課される税・関税×市の経済活動別総生産額比率	内閣府資料
18. (控除) 総資本形成に係る消費税	市の総固定資本形成×国の控除税額比率	内閣府資料
19. 固定資本減耗	(1) 市場生産者・非市場生産者(非営利) 市の経済活動別産出額×国の経済活動別固定資本減耗比率 (2) 非市場生産者(政府) 市の経済活動別産出額(固定資本減耗を除く)×市の経済活動別固定資本減耗比率 (防衛装備品の固定資本減耗分を除く)	内閣府資料
20. 生産・輸入品に課される税(控除)補助金	(1) 全ての経済活動に格付ける生産・輸入品に課される税 ①市場生産者 不動産関係税、自動車関係税、事業所税、印紙収入、消費税別に推計 ②非市場生産者(非営利) 不動産関係税、自動車関係税別に推計 ③非市場生産者(政府) 自動車関係税のみ推計 (2) 特定の経済活動に格付ける生産・輸入品に課される税 国有資産所在市町村交付金、酒税、たばこ税、石油ガス税、航空燃料税、石油石炭税、とん税、軽油取引税、鉱区税、都道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、鉱産税、市町村たばこ税、入湯税等 (3) 補助金 国の経済活動別補助金×市の経済活動別総生産額比率	国税庁統計年報 国民経済計算年報 仙台市税務統計書 地方財政状況調査 宮城県税務統計書 内閣府資料 関係機関照会

(ii) 実質・連鎖方式

項目	主な推計方法
1. 市内総生産額の実質値	①国の年度デフレーターの算出 国の暦年デフレーター×年度転換比率 ②前年度基準の実質値の算出 ⑦実質産出額・実質中間投入=当年度名目値÷(当年度デフレーター÷前年度デフレーター) ⑧実質総生産=実質産出額-実質中間投入 ③前年度基準の実質総生産の対前年度増加率の算出 前年度基準の実質総生産÷前年度名目総生産 ④連鎖方式の実質総生産の一次推計値の算出 推計開始年度(平成23年度)の名目総生産×③ ⑤平成27年度の実質総生産(平成27暦年基準) (平成27年度名目産出額÷平成27年度産出額デフレーター)- (平成27年度名目中間投入÷平成27年度中間投入デフレーター) ⑥連鎖方式の実質総生産(平成27暦年基準) ④×(⑤÷平成27年度の④)

II. 市民所得の分配

項目	主な推計方法	主な基礎資料
1. 市民雇用者報酬	<p>(1)賃金・俸給 ①現金給与 ⑦農林水産業 a. 農業 農家=販売農家1戸当たり農業雇用労賃×販売農家戸数 その他=1人当たり雇用者報酬×農業法人雇用者数 b. 林業 林家=林業の市内純生産×市の林野面積の個人分割合×雇用労賃率 その他=1人当たり雇用者報酬×市の1人当たり現金給与の対全国比率 ×林業法人雇用者数 c. 水産業 水産業の市内純生産×雇用労賃率 d. 有給家族従業者の現金給与=1人当たり年間平均給与×有給家族従業者数 ※dは上記a～cに加算 ②農林水産業以外の産業 a. 常用雇用者は常用雇用者数×常用雇用者1人当たり現金給与 b. 臨時・日雇者は臨時・日雇者数×臨時・日雇者1人当たり現金給与 ③役員報酬=1人当たり役員給与×賞与×役員数 ④議員歳費等=該当項目の積上げ ⑤現物給与=現金給与×現物給与比率 ⑥給与住宅差額家賃 =(1ヶ月1m²当たりの市中平均家賃(民営借家)-1ヶ月1m²当たりの給与住宅家賃)× (給与住宅数×給与住宅の1住宅当たり延べ床面積)×12ヶ月 ※非市場生産者(政府)は④以外は積上げ (2)雇主の現実社会負担 現金給与×国の雇主の現実社会負担比率 ※非市場生産者(政府)は積上げ (3)雇主の帰属社会負担 現金給与×国の雇主の帰属社会負担比率 ※非市場生産者(政府)は積上げ</p>	学校基本調査 漁業経営調査 経済センサス 国勢調査 住宅・土地統計調査 地方財政状況調査 農林業センサス 農林水産統計年報 法人企業統計 毎月勤労統計 内閣府資料 関係機関照会
2. 営業余剰・混合所得	<p>(1)直接推計の営業余剰 ①金融・保険業(金融機関)の営業余剰 ⑦総数=IV. 9. を参照 ②公的金融機関=国の営業所得×国の営業余剰転換比率×市の各種比率 ⑦民間金融機関=⑦-① ③公的非金融法人企業の営業余剰=非金融法人企業の営業余剰×国の公的非金融法人企業比率 非金融法人企業の営業余剰=全営業余剰・混合所得-(1)①・③-(2)① ④住宅賃貸業(持ち家)の営業余剰=持ち家帰属家賃×国の営業余剰率 (2)直接推計以外の営業余剰・混合所得 ①個人企業の混合所得=⑦農林水産業の混合所得+⑦その他の産業の混合所得 ⑦同業純生産(要素費用表示)-同業雇用者報酬-同業民間法人企業営業余剰 ②各経済活動の(一企業当たりの本業混合所得×個人企業数)+内職混合所得 +兼業混合所得 ③民間非金融法人企業の営業余剰 =非金融法人企業の営業余剰-公的非金融法人企業の営業余剰</p>	宮城県税務統計書 国税庁統計年報 国民経済計算年報 内閣府資料
3. 財産所得	<p>(A)支払 ①利子=⑦市+⑦地方社会保障基金 ⑦=該当項目積上げ ①=県の利子額×市の従業者数比率 ④賃貸料=(機関別に推計) 土地の総賃貸料-土地税 (B)受取 ①利子=⑦市+⑦地方社会保障基金 ⑦=該当項目積上げ ①=県の利子額×市の従業者数比率 ②法人企業の分配所得=⑦市+⑦地方社会保障基金 ⑦=該当項目積上げ ①=県の法人企業の分配所得×市の従業者数比率 ③その他の投資所得 =非生命保険の保険契約者に帰属する投資所得の支払総額×国の制度部門別比率 ④賃貸料=(機関別に推計) 土地の総賃貸料-土地税</p>	経済センサス 公営企業決算統計 仙台市税務統計書 地方財政状況調査 日本銀行統計 内閣府資料 関係機関照会
(1)一般政府(地方政府等)	<p>(A)支払 ①利子=⑦消費者負債利子=国の利子額×市の負債高比率等 (B)受取 ①利子=⑦預貯金利子+⑦有価証券利子+⑦信託利子 ⑦・①・⑦=国の該当利子額×市の預金残高比率 ②法人企業の分配所得=国の受取配当額×県の配当所得の所得金額比率×市の就業者数比率 ③その他の投資所得 =(非生命保険の保険契約者に帰属する投資所得の支払総額×国の制度部門別比率) +年金受給権に係る投資所得の支払総額 +(投資信託投資者に帰属する投資所得の支払総額×家計分割合) ④賃貸料=土地の総賃貸料-土地税</p>	経済センサス 国税庁統計年報 全国消費実態調査 仙台市税務統計書 日本銀行統計 内閣府資料
(2)家計	<p>(A)支払 ①利子=⑦消費者負債利子=国の利子額×市の負債高比率等 (B)受取 ①利子=⑦預貯金利子+⑦有価証券利子+⑦信託利子 ⑦・①・⑦=国の該当利子額×市の預金残高比率 ②法人企業の分配所得=国の受取配当額×県の配当所得の所得金額比率×市の就業者数比率 ③その他の投資所得 =(非生命保険の保険契約者に帰属する投資所得の支払総額×国の制度部門別比率) +年金受給権に係る投資所得の支払総額 +(投資信託投資者に帰属する投資所得の支払総額×家計分割合) ④賃貸料=土地の総賃貸料-土地税</p>	経済センサス 国税庁統計年報 全国消費実態調査 仙台市税務統計書 日本銀行統計 内閣府資料

項目	主な推計方法	主な基礎資料
(3) 対家計民間非営利団体	(A) 支払 ①利子=国の利子額×市の従業者数比率 ④賃貸料=土地の総賃貸料-土地税 (B) 受取 ①利子=国の利子額×市の従業者数比率 ②法人企業の分配所得=国の受取配当額×市の従業者数比率 ③その他の投資所得=非生命保険の保険契約者に帰属する投資所得の支払総額 ×国の制度部門別比率 ④賃貸料=土地の総賃貸料-土地税	経済センサス 仙台市税務統計書 内閣府資料
4. 企業所得	①営業余剰・混合所得+②財産所得の受取-③財産所得の支払	
(1) 民間法人企業	(A) 非金融法人企業 ①営業余剰=II.2.のとおり ②財産所得の受取=⑦利子+⑦法人企業の分配所得+⑦その他の投資所得+②賃貸料 ③財産所得の支払=⑦利子+⑦法人企業の分配所得+②賃貸料 ②・③の⑦=国の利子額×市の営業余剰比率 ②・③の⑦=国の分配所得×市の営業余剰比率 ③の⑦=(非生命保険の保険契約者に帰属する投資所得の支払総額×国の制度部門別比率) +(定型保証分の支払総額×国の制度部門別比率) ②・③の⑦=(国の純土地賃貸料×市の固定資産価格比率)+(著作権使用料総額-家計分) (B) 金融機関 ①営業余剰=II.2.のとおり ②財産所得の受取=⑦利子+⑦法人企業の分配所得+⑦その他の投資所得 ③財産所得の支払=⑦利子+⑦法人企業の分配所得+⑦その他の投資所得+②賃貸料 ②・③の⑦=国の利子額×市の各種比率 ②・③の⑦=国の分配所得×市の営業余剰比率 ②の⑦=非生命保険の保険契約者に帰属する投資所得の支払総額×国の制度部門別比率 +(投資信託投資者に帰属する投資所得の支払総額-家計分) ③の⑦=国のその他の投資所得×市の各種比率 ③の⑦=国の純土地賃貸料×市の固定資産価格比率	経済センサス 固定資産概要調書 内閣府資料
(2) 公的企業	(A) 非金融法人企業 ①営業余剰=II.2.のとおり ②財産所得の受取=⑦利子+⑦法人企業の分配所得+②賃貸料 ③財産所得の支払=⑦利子+⑦法人企業の分配所得+②賃貸料 ②・③の⑦=国の利子額×市の営業余剰比率 ②・③の⑦=国の分配所得×市の営業余剰比率 ②・③の⑦=国の純土地賃貸料×市の固定資産価格比率 (B) 金融機関 ①営業余剰=II.2.のとおり ②財産所得の受取=⑦利子+⑦法人企業の分配所得 ③財産所得の支払=⑦利子+⑦法人企業の分配所得+⑦その他の投資所得 ②・③の⑦=国の利子額×市の各種比率 ②・③の⑦=国の分配所得×市の営業余剰比率等 ③の⑦=国のその他の投資所得×市の各種比率	経済センサス 固定資産概要調書 内閣府資料
(3) 個人企業	(A) 農林水産業 ①混合所得=II.2.のとおり ③財産所得の支払=⑦利子+②賃貸料 ⑦=国の利子額×県の貸付金残高比率×市の従業者数比率 ②=土地の総賃貸料-土地税 (B) その他の産業(非農林水産・非金融) ①混合所得=II.2.のとおり ③財産所得の支払=⑦利子+②賃貸料 ⑦=国の利子額×市の個人企業数比率 ②=土地の総賃貸料-土地税 (C) 持ち家 ①営業余剰=II.2.のとおり ③財産所得の支払=⑦利子+②賃貸料 ⑦=国の利子額×市の各種比率 ②=土地の総賃貸料-土地税	家計調査 経済センサス 田畠価格及び賃借料調 農林金融 内閣府資料

III. 市内総生産（支出側）

(i) 名目

項目	主な推計方法	主な基礎資料
1. 民間最終消費支出	(1) 家計最終消費支出 + (2) 対家計民間非営利団体最終消費支出 (A) 「全国消費実態調査」による 12 目的分類別の推計 市の 12 目的別消費支出額 = ①市の消費支出額 ÷ ②国の消費支出額 × ③国の 12 目的別消費支出額 ① = 市の一世帯当たりの支出額 × 市の世帯数 + 市の直接推計項目推計値 ② = 国の一世帯当たりの支出額 × 国の世帯数 + 国の直接推計項目に対応する計数 (B) 直接推計法による推計 ① 新規に加算する項目 + ② 全国消費実態調査の推計から控除後に別途加算する項目 ① ⑦ 生命保険サービス + ⑦ 年金基金サービス + ⑦ 証券手数料 + ⑧ FISIM 消費額 ⑦ = 生命保険の産出額 ⑦ = 年金基金の産出額 ⑦ = 国の証券手数料 × 市の一世帯当たり貯蓄現在高（有価証券）・世帯数比率 ⑧ = 消費者家計借り手側 FISIM 消費額 + 消費者家計貸し手側 FISIM 消費額 ② = ⑦ 家賃（持ち家の帰属家賃を含む）+ ⑧ 非生命保険のサービス料 + ⑨ 自動車購入額 + ⑨ 医療費（自己負担分）+ ⑨ 介護費（自己負担分） ⑨ = 住宅総床面積 × 単価（1 m ² 当たり家賃） - 借上げ仮設住宅の家賃分 ⑨ = 非生命保険の産出額 × 家計分比率 ⑨ = 国の自動車の家計消費支出額 × 市の自動車購入額比率 ⑨ = 保険適用となる傷病費用のうち患者負担分および保険適用外の支払分 ⑨ = 介護の産出額 - 介護の現物社会移転（福祉用具購入分を除く）	全国消費実態調査 国勢調査 内閣府資料
(1) 家計最終消費支出		
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	① 非市場生産者（非営利）部門の産出額 - ② 財貨・サービスの販売 - ③ 自己勘定総固定資本形成（R&D）	国民経済計算年報 内閣府資料
2. 政府最終消費支出	① 非市場生産者（政府）部門の産出額 - ② 財貨・サービスの販売 - ③ 自己勘定総固定資本形成（R&D） + ④ 現物社会移転（市場産出の購入）	国民経済計算年報 内閣府資料
3. 市内総資本形成	(1) 総固定資本形成 + (2) 在庫変動	
(1) 総固定資本形成	(A) 住宅投資 ① 民間住宅 = 住宅投資総額 - ② 公的住宅 ② 公的住宅 = ⑦ 中央政府分 + ⑦ 地方政府分 + ⑦ 都市再生機構等分 ⑦ = 県の公務員宿舎施設費 × 市の従業者数比率 ⑦ = 県の住宅費 × 市の従業者数比率 + 市の住宅費 ⑦ = 積上げ (B) 民間企業設備 ① 製造業 = 固定資産取得額 + 建設仮勘定 + コンピュータ・ソフトウェア及び R&D 投資額 ② 製造業以外 = 市の総生産（製造業を除く）× 国の総生産に対する民間企業設備比率（製造業を除く） (C) 公的企業設備 期中投資額 - 用地費・補償費 + コンピュータ・ソフトウェア及び R&D 投資額 (D) 一般政府 国出先機関・県機関分（県値按分）+ 市分（積上げ）+ コンピュータ・ソフトウェア及び R&D 投資	経済センサス 建築総合統計年度報 建築統計年報 公営企業決算統計 工業統計 国民経済計算年報 地方財政状況調査 内閣府資料 関係機関照会
(2) 在庫変動	① 名目在庫変動 = ② 実質在庫変動 × ③ 在庫変動デフレーター（年度平均） ② = ④ 年度末実質在庫残高 - ⑤ 前年度末実質在庫残高 ③ = 四半期別在庫デフレーターの年度平均 ④・⑤ = ⑥ 名目在庫残高 ÷ ⑦ 在庫残高デフレーター ⑥ = 名目産出額 × ⑧ 国の名目在庫残高比率 ⑦ = 四半期別在庫残高デフレーターの 3 月末値 ⑧ = 国の名目 在庫残高 ÷ 国の名目産出額	国民経済計算年報 内閣府資料
4. 財貨・サービスの移出入（純）及び統計上の不突合	市内総生産 - （民間最終消費支出 + 政府最終消費支出 + 市内総資本形成） ※ 財貨・サービスの移出入（純）については、統計資料不足のため、直接推計は行わず、統計上の不突合とあわせて総生産と総支出のバランス項目として推計。	
5. 市外からの要素所得（純）	市民所得（要素費用表示） - 市内純生産	

(ii) 実質・連鎖方式

項目	主な推計方法
1. 民間最終消費支出	(1)及び(2)を連鎖統合して算出する
(1)家計最終消費支出	12目的別最終消費支出について国のデフレーターを価格指数として用いて連鎖方式で実質化する
(2)対家計民間非営利団体最終消費支出	国のデフレーターを価格指数として用いて連鎖方式で実質化する
2. 政府最終消費支出	国のデフレーターを価格指数として用いて連鎖方式で実質化する
3. 市内総資本形成	(1)及び(2)を連鎖統合して算出する
(1)総固定資本形成	民間・公的の各内訳項目別に国のデフレーターを価格指数として用いて連鎖方式で実質化する
(2)在庫変動	民間・公的別に在庫残高デフレーター（年度平均）を用いて連鎖方式で実質化する
4. 財貨・サービスの移出入（純）・ 統計上の不突合・開差	5. 市内総生産（支出側）－1. 民間最終消費支出－2. 政府最終消費支出－3. 市内総資本形成
5. 市内総生産（支出側）	市内総生産（生産側）の実質値

IV. 経済活動別市内総生産及び要素所得

項目	主な推計方法
1. 産出額（生産者価格表示）	I を参照
2. 中間投入	I を参照
3. 市内総生産（生産者価格表示）	1. 産出額－2. 中間投入
4. 固定資本減耗	I を参照
5. 市内純生産（生産者価格表示）	3. 市内総生産－4. 固定資本減耗
6. 生産・輸入品に課される税（控除）補助金	I を参照
7. 市内要素所得	5. 市内純生産－6. 生産・輸入品に課される税（控除）補助金
8. 市内雇用者報酬	II を参照
9. 営業余剰・混合所得	7. 市内要素所得－8. 市内雇用者報酬